

訪問看護 契約書

様(以下「利用者」という)と福岡みらい病院 訪問看護ステーション
(以下「事業所」という)は、訪問看護のご利用について次の通り契約します。

(契約の目的)

第1条 事業所は利用者に対し、介護保険法等関係法をもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適正な訪問看護を提供し、利用者は事業所に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とする。

(契約の期間)

第2条 この契約期間は____年 月 日～____年 月 日までとする。なお、利用者から契約終了の申し出がない場合は自動的に更新する。

(訪問看護の内容)

第3条 事業所は、利用者の希望を聞き、主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に沿って訪問看護計画書を作成する。利用者及びその家族に訪問看護計画書を提供する。

- 2 利用者は訪問看護計画書に沿って、別紙「重要事項説明書」の通りサービスを利用する。
- 3 サービスの内容や利用回数等はサービス担当者会議等で検討し、利用者との合意により変更できる。事業所は、利用者からの訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更する。

(訪問看護の利用料)

第4条 利用者は介護保険法等関連法に定める料金を支払う。

- 2 事業所は利用者から料金の支払いを受けた場合は、その領収証を発行する。
- 3 事業所は、利用者に料金の変更がある場合は、事前に説明し同意を得る。
- 4 事業所は、介護保険法等関連の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は予めその利用料について説明し同意を得る。
- 5 利用者は利用料の変更に応じられない場合は、事業者に対し文書で通知し契約を解除することが出来る。

(利用料の滞納)

第5条 利用者が正当な理由なく利用料を3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以内の期限を定めて督促し、なお支払わないときは契約を破棄することができる。

- 2 事業所は、前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村等に連絡するなど必要な支援を行う。

(契約終了)

第6条 利用者は、事業所に対し5日間以上の予告期間においてこの契約の解除ができる。

- ・事業所は、利用者が正当な理由なく又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず要介護状態を悪化させた場合、又は常識を逸脱する行為をなし改善しようとししないなどの理由で契約の目的が達せられないと判断したときは1ヶ月以内の文書による予告期間をもって契約終了とする。
- ・その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了する。
利用者が死亡、入院、入所又は転出した場合 ※入院・入所等は6ヶ月以上の利用がない場合
利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
事業所が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
事業所が守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を行った場合
利用者が、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、背信行為(暴言等)又は反社会的行為(パワハラ、セクハラ行為含む)を行ったとき、又はその恐れがある場合
その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

(賠償責任)

第7条 事業所は、訪問看護の提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償する。

(秘密保持)

第8条 事業所及びその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とする。

- 2 事業所は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得る。
- 3 事業所及びその従業員は退職後も在職中に知る得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とする。

(苦情対応)

第9条 事業所は、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応する。

- 2 事業所は、利用者又はその家族が苦情申し立て機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益・不公平な対応を行ってはならない。

(連携)

第10条 事業所は訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健医療・福祉サービスを提供する者とも連携を密やかに行う。

- 2 事業所は、当該契約の変更又は終了に際し、速やかに利用者担当の介護支援専門員等にも連絡する。

(契約外条項)

第11条 利用者及び事業所は信義誠実をもってこの契約を履行します。

- 2 本契約に規定のない事項については、介護保険法等関係法の規定を尊重し、利用者及び事業所の協議に基づき定める。